

# 委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

# 地すべり調査特記仕様書 (穴吹猿飼地すべり防止区域)

## 第1章 総 則 (全調査項目に付する)

### (趣 旨)

第1条 この仕様書は、徳島県県土整備部の施行する地すべり対策事業の機構調査（以下調査という。）の適正な施行をはかるため請負者が履行しなければならない調査仕様の標準を示すものとする。

### (適用範囲)

第2条 この仕様書は、徳島県県土整備部の施行する地すべり対策事業の共通的事項を示すものである。  
調査は、請負契約書、設計図書、土木工事仕様書、国土交通省河川砂防技術基準(案)及びこの仕様書に基づいて施行しなければならない。  
この仕様書と特記仕様書が競合する事項については、特記事項の定めるところによるものとする。

### (目 的)

第3条 調査は、地すべり地域及びその隣接する地域について、地表踏査、運動状況調査、地質精査、すべり面調査、地下水調査等により地すべりの実態と性格を把握して、地すべりの機構解析を行い適切な地すべり防止対策を樹立することを目的とする。

### (経歴書の提出)

第4条 調査を担当する技術者は、地すべり調査の経験と専門的知識を有していなければならない。  
管理技術者等の届出と同時に、調査を担当する技術者の地すべり調査に関する経歴書を提出し監督員の承諾を得るものとする。

### (調査箇所の決定)

第5条 調査箇所は設計図書に示すが、監督員と協議して調査項目、調査位置、実施方法等を決めるものとする。

### (施行計画)

第6条 調査着手前に、調査項目毎の実施予定表、担当技術者名、使用する機械器具、測定器具等の一覧表を提出し監督員の承諾を得るものとする。

### (作業日報)

第7条 調査の現場作業中は現場に作業日報を常備し、監督員から提示の要求があったときは、速やかに提示するものとする。

### (中間報告)

第8条 調査の現場作業及び資料整理、解析がおおむね完了したとき、又は監督員から指示のあったときは中間報告をするものとする。  
このとき内容に不備な点が認められたときには、協議のうえ監督員の指示により計測及び解析を実施、又は再検討をするものとする。

### (保安設備)

第9条 調査実施期間中は交通、利水、その他公衆に迷惑を及ぼさないように保安設備、又は必要な処置をするものとする。  
火薬、油類、電気、薬品、その他危険物を使用するとき、保管及び取り扱いについては関係法令の定めるところによるものとする。

### (質疑の協議)

第10条 この仕様書に記載されていない事項及びこの仕様書に質疑を生じたときは協議し、監督員の指示によるものとする。

## 第2章 調査要領（全調査項目に付する）

### （調査観測マニュアルの作成）

第11条 調査観測マニュアル（以下マニュアル）を作成し、効果的な観測・調査を行うとともに効率化、合理化を図ること。  
なお、マニュアルについては、調査観測開始前に提出し承認を得るものとする。

### （観測回数・時期）

第12条 孔内傾斜計観測、水位観測及び排水量観測の回数については、1回/ヶ月程度とし降雨後に観測を行うこととする。  
また、観測を行う降雨量については観測開始時に定め提出するものとする。  
なお、降雨が多く観測回数が増える場合は協議するものとし、地すべり変動のある場合は、別途協議の上集中観測を行うものとする。

### （工事・調査史の提出）

第13条 令和2年度概成ブロック（対策工の完成）については、地すべりブロックに関係した調査観測及び工事内容、地形地質、降雨量と地すべり現象の関係を取りまとめた工事・調査史を提出するものとする。  
区域が概成したときには、各ブロックの工事・調査史の全体の取りまとめを行うものとする。

### （調査観測の期間）

第14条 本業務の調査観測開始時期は令和3年6月とする。